○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字本村一一二一の一、一一四〇の九、一一四〇の一〇、字大平一一九八、字屏風岩一二〇五の二、一二〇五の三、一二〇五の一一、字水桑一二二五、一二二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本村一一四〇の一〇・字大平一一九八・字屏風岩一二〇五の二・一二〇五の三・一二〇五の一一・字水桑一二二五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂貫字小屋迫一五四八（次の図に示す部分に限る。）、一五七〇の一、一五七一の一、一五七一の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字産ノ平一四〇〇の二、一四七八の一、一四八七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字産ノ平一四〇〇の二・一四七八の一・一四八七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山二七八の一、二七九、二八〇の一、二九二の二、又二九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山二七八の一・二七九・二八〇の一・二九二の二・又二九五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭字ウツユ谷三四の一、字うつゆ谷日浦四九、五八の一、五八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウツユ谷三四の一・字うつゆ谷日浦四九・五八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町請ノ谷字加賀利屋二の一、三の一、四の一、字川島四九の一、五一から五三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字加賀利屋二の一・四の一・字川島四九の一・五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町尾開字高西一一六の一、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一二六、一三〇

二　指定の目的　水源の涵養